

## 平成 30 年度以降の増殖指示量の変更希望について

## 1 青木湖漁業協同組合

魚 種	増殖指示量	変更希望 数 量	変更を希望する理由
わかさぎ	7, 0 0 0 万粒	4, 0 0 0 万粒	現在の指示数量は受精卵時の数量であり、分離卵（発眼卵）は、受精卵に対して費用は約 3 倍、ふ化率は約 2 倍であることから、現在の指示数量 7, 0 0 0 万粒を 4, 0 0 0 万粒に変更したい。

## 増殖指示に関する内水面漁場管理委員会の決定事項

### ○ 「増殖指示の運用について」

(平成 7 年 2 月 13 日 第 156 回委員会決定)

- 1 増殖指示は、当該漁場において増殖すべき数量等の基準を示すものであって、魚種ごとにこれを上回る増殖がなされなければならない。  
ただし、やむを得ない事由により増殖方法の変更等を行う必要が生じたときは、漁業協同組合は、その変更等の内容を委員会に報告し、その指示を受けるものとする。
- 2 委員会事務局は、1 のただし書きの報告があった場合は、会長に報告し、その指示を受けるものとする。

### ○ 「増殖指示量の決定方法等について」

(平成 15 年 11 月 27 日 第 185 回委員会決定)

- 1 指示は、数量指示とし、補足的に各漁協の増殖目標金額を示す。
- 2 各魚種の標準種苗サイズ等の基準を明示する。
- 3 各魚種別の指示量は、増殖実績等を勘案して行い、増殖実績のない魚種についても最低限の指示を行う。  
ただし、今回の免許以降、全く実績のない魚種について、漁協から次回の免許内容の中に漁業権魚種として入れない旨の申し出があった場合には、指示しないこととする。
- 4 増殖目標金額の算出は、基準年を 5 年間（指示年の前々年度から 5 年間）とし、その間の基準金額の最大値、最小値を除き算出する。
- 5 増殖目標金額の算出は、各基準年の指導事業収入のうち、組合員が負担した金額に 0.35、その他の収入金額に 0.45 を乗じて得た金額とする。
- 6 指示は、5 年に一度とし、免許切替年度の翌年度からとする。
- 7 指示数量の下方修正が必要なときは、その都度委員会において協議を行う。

(別紙3)

\* 指示どおりの実施が困難な漁協のみ提出を願います。

平成29年12月22日

長野県内水面漁場管理委員会長 様

(組合名) 長野県大町市平青木21048番地  
青木湖漁業協同組合  
代表理事組合長 代表理事組合長 太谷正祥

平成29年度増殖指示量等について

平成29年度に適用する増殖指示量については、漁業法第67条第1項の規定により、貴委員会の指示を受けておりますが、別紙1、2のとおり増殖指示量を満たすことが困難な状況となりましたので、事情を御理解の上、よろしくお取り計らい願います。

平成 30 年度以降の増殖指示量の変更希望について

青木湖漁業協同組合  
漁業協同組合

1 平成 30 年度以降に適用する増殖指示量の変更希望について (該当する方を○で囲む)

ア なし

イ 有

2 変更増殖量及びその理由

- ・ 魚種ごとに詳細に下欄に記載してください。
- ・ やむを得ない事由により増殖指示量以上の増殖が困難な場合及び増殖方法の変更を行う場合は、下欄にその理由を詳細に記載していただくとともに、その理由を証する書類等を添付してください。なお、理由が収支予算面とする場合は、その理由を具体的に記載するとともに平成 28 年度収支決算書及び平成 29 年度収支決算見込 (案) を添付してください。また、必要に応じて別途資料の提出を求める場合があります。

魚種	増殖指示量	変更希望数量	変更を希望する理由
ワカギ	7,000 万粒	4,000 万粒	現在の指示数量は受精卵時の数量であり、受精卵に対し分離卵(発眼卵)は、費用が約3倍、孵化率は約2倍を考慮し、7,000万粒を4,000万粒位に見直しをお願いたします。